

事務連絡
令和元年10月24日

災害救助法適用都県及び政令市
衛生主管部（局） 予防接種担当課 御中

厚生労働省健康局健康課
予防接種室調査管理係

令和元年台風第19号に係る避難所におけるインフルエンザの
予防接種に係る取扱いについて（Q&A）

標記の予防接種について、「令和元年台風第19号に係る避難所におけるインフルエンザの予防接種について」（令和元年10月21日付け厚生労働省健康局健康課事務連絡）を発出し、避難所へ避難している方々へのインフルエンザワクチンの接種機会の確保等をお願いしています。

今般、当該予防接種の取扱いに係る照会について、別添のとおり取りまとめましたので、情報提供いたします。併せて、管内市区町村へ周知していただきますようお願いいたします。

【照会先】

厚生労働省 健康局
健康課 予防接種室 調査管理係
TEL:03-5253-1111（内線 2383）

(別添)

Q1. 10月21日の内閣府の通知には「避難所に付設する施設において」とあるが、正式に救護所を設けていなくても避難所内で実施してよいか。

A1. 適切に実施できる場所であれば可。(内閣府と協議済)

Q2. 近隣の医療機関を受診した方が効率的な場合には、医療機関において接種を行っても、災害救助法の支弁の対象となるか。

A2. 避難所での集団接種を原則とするものの、避難所の人数が少なく、避難所での接種体制を構築するのが非効率であるなど、現地の事情により避難所に避難する方が医療機関で接種する場合についても、準じて対象にしてよい。避難所に避難している方以外は対象とならないので、明確な区分をお願いする。
(内閣府と協議済)

Q3. 災害救助法の適用により予防接種の実施主体は都道府県となるのか。その場合、災害救助法の適用分として接種したことにより発生した健康被害は、予防接種法で救済されるのか。

A3. 都道府県が市町村に代わり実施した場合も、予防接種法に基づく接種となる。その場合の接種後の健康被害救済は市町村の事務であり、予防接種法に基づき救済される。